

重度障害者用意思伝達装置 適合報告書留意点

- 1) 原則、支給決定を行う市町村により、確認と記載をお願いします。
- 2) 仮納品されてから、製品・設置状況・操作状況の確認及び写真をお願いします。
- 3) 記載内容及び添付写真を基に、判定医による適合判定や再調整の必要がある場合は事業者等への連絡を行います。

◆ 処方との合致：処方された機種と納品された機種の相違がないか、確認が必要です。

本体については、機種名の確認と記載をお願いします。

付属品については、カタログコピーとの照合をお願いします。

処方と一致しない場合は、機種名等の記載をお願いします。

◆ 使用状況：「思ったほど使えていない・使用していない」の場合、〔 〕内に使用できない状況や理由を聞き取り、記載してください。

(記載例：操作に慣れていないため、現段階では思ったほどは使用できていない。等)

◆ 本人の操作能力：

- ・スイッチ、付属品の操作で「不可」の場合は、具体的状況を聞き取り、記載してください。

(記載例：スイッチの設置位置が操作しづらい。文字選択の速度が合っていない。

環境制御装置がうまく作動しない。等)

- ・使用感「不良」の場合、具体的理由を聞き取り、記載してください。

◆ サポート体制：

- ・事業者による定期的なサポート「無」の場合、関係者によるトラブル対応「不可」の場合、どのように対応されるか記載してください。

(記載例：事業者へ連絡し遠隔操作にて対応。 等)

◆ 総合評価：

- ・問題なし…適切に納品・設置がされており、ご本人や介助者により操作ができる状況が確認できた場合。

(意思伝達装置は使用しながら操作に慣れていく必要性が高いため、納品後2週間程度の段階では、完全に操作ができていない場合も多いと思われます。)

- ・ 要調整…ご本人や介助者から、使用できていない状況や使用感の不良さの訴えがあり、再調整により改善が見込めるもの。
- ・ 不適合…処方との不一致による不適合や障がい状況の変化による不適合等で再調整では改善が困難と思われるもの。